

令和5年度 第1回酒田市文化芸術推進審議会

◆日時：令和5年7月28日（金）午後2時～

◆会場：希望ホール 小ホール

1 開 会

2 市長あいさつ

3 諮 問

4 審議会会長あいさつ

5 報 告

(1) 東京藝術大学との協定について

資料1

6 協 議

(1) 酒田市文化芸術推進計画改定について

① 体系図(案)について

資料2

② 推進体制(案)について

資料3

7 その他

8 閉 会

文 発 第 8 7 号
令和 5 年 7 月 28 日

酒田市文化芸術推進審議会
会長 中川 幾郎 様

酒田市長 丸 山 至

酒田市文化芸術推進審議会に対する諮問について

酒田市文化芸術基本条例第 2 0 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項についてご審議賜りますようお願い申し上げます。

記

1 諮問事項

酒田市文化芸術推進計画改定について

【諮問理由】

酒田市は、文化芸術によるまちづくりを推進するため、平成 30 年 3 月に酒田市文化芸術基本条例を制定し、平成 30 年 2 月に策定した酒田市文化芸術推進計画に基づき事業を実施しております。

10 か年計画後半となる令和 6 年度から令和 9 年度の本市の文化芸術に関する施策の推進を図るため、計画の改定案を貴審議会に諮問するものです。

酒田市文化芸術推進計画の現状と課題

1 文化芸術推進計画の現状と課題

本計画は、2018（H30）年度から2027（R9）年度までの10カ年間で取り組むべき文化芸術に関する施策の方向性を示す計画として策定し推進してきました。しかし、計画の前半を終え、振り返ってみると、20の施策ごとの評価が難しく、その結果、新たな施策への反映や行政内部での連携不足等の課題が生じておりました。

- ・計画にある推進体制の機能がうまく活かされず、PDCA（評価体制）がうまく回っていません。
- ・計画に対しての意識の共有が教育委員会のみにとどまり、市長部局への情報共有が不足し、庁内連携による事業の提案など施策の推進まで至らなかった。
- ・20の施策に対する評価・検証について、各事業の評価はおこなってきたものの（他課に関しては各課それぞれの視点での事業の評価を行ってきた）、文化芸術を推進するための施策の評価・検証は行ってこなかった。今後の事業展開を考えていくうえで、施策の評価・検証の必要がある。また、複数の施策にまたがる事業が多いことから、類似施策をまとめ、評価・検証をしやすい工夫も必要と考える。
- ・市民や他組織・他団体（文化芸術団体、学校・保育園、障がい者施設等）との情報共有も不足していた。
- ・市民や各分野と相互連携するための人材の発掘と育成が図られていなかった。

2 目標達成に向けた視点

① 推進体制の見直し

教育委員会にとどまらず、市長部局との庁内横断な連携強化を図るため、今年度市長部局に企画部文化政策課を新設し、さらに庁外各分野と協働した推進体制を図る。

② 計画の体系の見直し

施策の方向性をわかりやすくするために、20の施策を残しつつ、大項目小項目を設け、評価・検証を行いやすく、今後の文化芸術推進を図るための施策へ反映させていく。

③ 東京芸術大学との協定の活用

R4年度の答申に基づき、多様な状況においてそれぞれ必要とさせるコーディネートの方についての調査研究し、人材育成を図る。

東京藝術大学との協定について

東京藝術大学と酒田市は、協定名「「アート人財」と「文化・芸術的資源」の活用による人づくり、まちづくりに関する連携及び協力に関する協定」を令和5年6月1日付で締結した。

○連携・協力項目

- (1) 文化芸術活動を行う市民及びそれを支える人材の育成に関すること
- (2) 文化芸術活動と様々な団体や個人との連携と交流促進に関すること
- (3) 文化・芸術資源を活用したアートによるまちづくりに関すること
- (4) その他、甲及び乙が協議して必要と認める事項

1 協定締結至った経緯

令和4年度文化芸術推進審議会の答申において、「推進計画の基本理念「社会包摂」と次世代の「育成」の実現に向けては、市民や文化芸術団体、学校など相互連携が強く要請されており、このような分野と特に障がい者施設、幼稚園・保育園、小中学校などとの間に立って、調整機能を果たす市民アートコーディネーターの発掘と育成が何より重要である」と意見をいただいた。

このことから、その方策について、外部の知見の活用も視野に入れ検討を進め、審議会委員からのアドバイスを経て、文化芸術の最高学府である東京藝術大学と調整を進め、事業実施型の協定の締結に至った。

2 協定に基づく委託契約の締結

この協定に基づき、令和5年度においては「市民アートコーディネート調査研究業務」を東京藝術大学に委託し実施する。

(1)契 約 期 間 令和5年7月1日から令和6年3月31日まで

(2)目的及び実施内容

「すべての市民に等しく文化芸術に触れる機会を提供する」という計画の目的において、まちづくりや福祉、教育等の庁内部署、及び市民、文化芸術団体、学校、事業者等が文化施設をどのように活用し、また、学校や幼稚園、保育園、障がい者施設とどのような連携を行っているかの調査を行うことから始め、それぞれの状況において、必要とされるコーディネート（つなぐ）のあり方の調査・研究をおこなうもの。

東京藝術大学からの派遣人材が酒田に居住し、地域に密着した調査・研究を実施する。

3 期待できる効果

令和5年度の調査・研究により得られた知見により、来年度以降も継続して市民アートコーディネーターの育成に取り組み、各分野との連携が強化されることにより、「誰もが文化芸術に親しむことができる機会の創出」と、市民の文化芸術のすそ野の広がりが推進される効果が期待できる。

酒田市文化芸術推進計画改定について

1. 改訂に至る経緯

本計画は、2018（HH30）年度から2027（R9）年度までの10カ年間で取り組むべき文化芸術に関する施策の方向性を示す計画として策定し推進してきました。しかし、施策の方向性の分かりづらさと施策評価の難しさ、行政内部での連携不足等の課題が生じておりました。

そのため、今回の改定（R5年度）では10か年計画後半となるR6年度からR9年度の施策の推進を図るため、計画のテーマ、基本目標、重点的視点等は継続しつつ、次の内容について改定するものです。

- ・ 基本的施策(体系図)の見直し
- ・ 施策の方向性と今後の具体的な取組内容の更新
- ・ 評価指標の目標値の再設定
- ・ 組織改編による推進体制の見直し

2. 改訂の主な組み立て内容(案)について

①現状と課題

②基本的施策(体系図)

③施策の展開

④評価指標

⑤計画の推進体制

※第1回審議会では②⑤、その他は第2回審議会で協議予定

3. 基本的施策(体系図)改訂理由について(別添 体系図)

現計画は、基本目標である「市民文化政策/ひとづくり」と「都市文化政策/まちづくり」に対して、20の基本的施策を定め事業展開してまいりました。しかし、細分化により施策の方向性が分かりづらく、施策評価が難しい等課題があるため、20の施策をわかりやすい項目（大項目→小項目）にまとめることで、目標を具体的かつ明確に設定し、今後の文化芸術推進事業の推進を図っていくものです。（20の施策の内容を変更するものではなく、再掲事業を整理した体系の見直しです。）

基本的施策の体系図の比較

現 体 系 図

都市文化政策(まちづくり)

市民文化政策(ひとづくり)

- ① 文化芸術活動を行う環境の整備
- ② 誰もが文化芸術に親しむことが出来る文化的環境の整備
- ③ 学校教育における文化芸術活動の充実
- ④ 将来の文化芸術の担い手の育成
- ⑤ 文化芸術活動を支える人材の育成
- ⑥ 市民との協働・共創による事業展開
- ⑦ 地域コミュニティとの施策連携による文化的環境づくり
- ⑧ 文化芸術による国際交流
- ⑨ 専門性の高い文化の仕掛人の配置
- ⑩ 文化芸術に関する社会包摂
- ⑪ 文化芸術に関する施策と生涯学習との連携及び強化
- ⑫ 多様な分野との連携及びネットワークづくり
- ⑬ 文化財等の地域資源の活用
- ⑭ 酒田らしいまちの景観の保全と魅力の創出
- ⑮ 文化施設の活用
- ⑯ 伝統的な食文化の継承と創造的な食文化の発信
- ⑰ 観光との連携
- ⑱ 産業との連携
- ⑳ 市民の視点に立った情報発信・広報戦略

改 定 (案) 体 系 図

市民文化政策(ひとづくり)

都市文化政策(まちづくり)

【大項目】
1. 市民の鑑賞、参加及び創造の機会の充実

【小項目】
(1) 誰もが文化芸術に親しむことが出来る機会の創出
(2) 文化施設等の整備と設備の充実

【大項目】
2. 人材の育成等の充実

【小項目】
(1) 文化芸術活動における未来の担い手育成
(2) 文化芸術活動を支える人材育成
(3) 市民・団体等をつなぐ人材の配置と育成

【大項目】
3. 多様な分野との文化芸術によるまちづくりの推進

【小項目】
(1) 観光(交流)・産業分野との協働・連携の推進
(2) ネットワークやSNS等を活用した戦略的情報発信の推進

【大項目】
4. 地域資源の継承と活用

【小項目】
(1) 文化財等を活かしたまちづくり
(2) 歴史的資料の保存と活用

- ① 文化芸術活動を行う環境の整備
- ② 誰もが文化芸術に親しむことが出来る文化的環境の整備
- ③ 学校教育における文化芸術活動の充実
- ④ 将来の文化芸術の担い手の育成
- ⑤ 文化芸術活動を支える人材の育成
- ⑥ 市民との協働・共創による事業展開
- ⑦ 地域コミュニティとの施策連携による文化的環境づくり
- ⑧ 文化芸術による国際交流
- ⑨ 専門性の高い文化の仕掛人の配置
- ⑩ 文化芸術に関する施策と生涯学習との連携及び強化
- ⑪ 文化施設に関する社会包摂
- ⑫ 文化財等の地域資源の活用
- ⑬ 文化施設の活用

- ⑭ 酒田らしいまちの景観の保全と魅力の創出
- ⑮ 文化財等の地域資源の活用
- ⑯ 伝統的な食文化の継承と創造的な食文化の発信

- ⑰ 観光との連携
- ⑱ 産業との連携
- ⑳ 市民の視点に立った情報発信・広報戦略

- ㉑ 多様な分野との連携及びネットワークづくり
- ㉒ 文化芸術による国際交流

これまでの体系				変更後の体系(施策)												
課題	テーマ	重点的視点	基本目標	施策の展開		①②(変更後) 施策の展開		③これまでの主な取組状況		④今後の主な取組		担当課(市)	団体(市民等)			
①文化芸術活動のしやすさ向上 ②文化芸術活動を鑑賞の充実 ③子どもたちの文化芸術に触れる機会の充実 ④文化資源に対する誇りの醸成 ⑤酒田らしい文化体験による事業展開と国内外への発進の在り方 ⑥後継者(次世代)の育成	多様な交流が織りなす湊町文化の創造	文化芸術による社会の課題解決・次代を担う子供たちを対象にした文化芸術事業の充実	都市文化政策/まちづくり 誇りのもてる酒田らしさの創造	⑩文化芸術による社会包摂 ⑪文化芸術に関する施策と生涯学習との連携及び強化 ⑫多様な分野との連携及びネットワークづくり ⑬文化財等の地域資源の活用 ⑭酒田らしいまちの景観の保全と魅力の創出 ⑮文化施設の活用 ⑯伝統的な食文化の継承と創造的な食文化の発信	①大項目 3. 多様な分野との文化芸術によるまちづくりの推進	②小項目 (1) 観光(交流)・産業分野との協働・連携の推進	【社会教育文化課の取組】 黒森歌舞伎ポークランド公演(2019.11) 【各課の取組】 客船誘致事業 商工港湾課 国際交流推進事業 交流観光課 青少年国内外交流事業 交流観光課 「少年の翼」交流事業 交流観光課 中学生海外派遣事業「はばたき」 交流観光課 客船受入事業 交流観光課 秋田・酒田文化交流事業 交流観光課 観光戦略推進事業(DMO負担金) 交流観光課 姉妹都市ジャレズノゴルスク・イリムスキー市との交流(R元) 交流観光課 サントペテルブルクとの交流 交流観光課 友好都市 唐山市との交流 交流観光課 姉妹都市デラウェア市(絵画交換展) 交流観光課 EXケニアDAY、国際交流祭、移住者事業との連携 地域共生課	【新】	平泉町との文化交流協定締結(R5.6)による交流事業	文化政策課・交流観光課						
					⑰観光との連携	⑱産業との連携	⑲組織体制の強化	⑳市民の視点に立った情報発信・広報戦略	(2) ネットワークやSNS等を活用した戦略的情報発信の推進	【社会教育文化課の取組】 インターネットチケット購入システムの導入(R4)による会員登録者への情報発信 酒田市公式LINEを活用したイベント情報発信 希望ホールホームページの改修(R3) いいいろいろ展(再掲) 荘銀タクト鶴岡との連携事業合同誌(特別号)の作成(R4年度) 転入世帯への土門拳記念館 催事PR冊子の配布 土門拳記念館のHPの多言語化での掲載 美術館・土門拳・ミライニでの連携した情報発信	【新】 【新】	転入世帯への市民会館催事PR冊子の配布 プロジェクト会議の再編と活用	文化政策課 文化政策課・各課			
					⑰観光との連携	⑱産業との連携	⑲組織体制の強化	⑳市民の視点に立った情報発信・広報戦略	4. 地域資源※の継承と活用	(1) 文化財等※を活かしたまちづくり	【社会教育文化課の取組】 山居倉庫国史跡指定(R3.3.26) 山居倉庫保存活用計画策定 史跡鑑屋修復事業 民俗芸能フェスタの開催(再掲) 黒森歌舞伎公演(再掲) 松山能公演(再掲) 黒森歌舞伎ポークランド公演(2019.11)(再掲) 指定文化財等の保存と活用 民俗芸能団体への支援(助成金事務等の補助)(再掲) 【各課の取組】 旧割烹小幡整備検討事業 交流観光課 北前船寄港地交流推進事業 交流観光課 地域振興事業(再掲) 松山・平総合支所 八幡地域文化振興事業(再掲) 八幡総合支所 松山の宝推進事業(再掲) 松山総合支所 さかたらしい景観づくり事業 都市デザイン 山居倉庫周辺整備事業 都市デザイン 酒の酒田の酒まつり事業 交流観光課 さかた農産物消費拡大事業 農政課 食習慣改善事業 健康課 地魚ブランド力向上・安定供給推進事業 農林水産課	【新】	旧鑑屋の保存と活用の検討	文化政策課		
					⑰観光との連携	⑱産業との連携	⑲組織体制の強化	⑳市民の視点に立った情報発信・広報戦略	(2) 歴史的資料の保存と活用	【社会教育文化課の取組】 光丘文庫デジタルアーカイブ 文化資料館(仮称)整備事業(R6年度開館予定)(再掲) 埋蔵文化財の調査・整理 土門拳撮影フィルムの保存と資料の分類整理 【各課等の取組】 本間美術館デジタルアーカイブと多言語化(文化庁事業)(R3~5) 本間美術館	【新】 【新】	R6年度開館予定の文化資料館(仮称)の資料の調査・整理	文化政策課			
					⑰観光との連携	⑱産業との連携	⑲組織体制の強化	⑳市民の視点に立った情報発信・広報戦略				【新】	いいいろいろ展(再掲)	文化政策課		
					⑰観光との連携	⑱産業との連携	⑲組織体制の強化	⑳市民の視点に立った情報発信・広報戦略				【新】	インターネットチケット購入システムの導入(R4)による会員登録者への情報発信	文化政策課		
							【新】	酒田市公式LINEを活用したイベント情報発信	文化政策課・市長公室							
							【新】	転入世帯への土門拳記念館 催事PR冊子の配布	文化政策課	土門拳記念館						
							【新】	土門拳記念館のHPの多言語化での掲載	文化政策課	土門拳記念館						
							【新】	美術館・土門拳・ミライニでの連携した情報発信	文化政策課・社会教育課	美術館・土門拳・ミライニ						
							【新】	民俗芸能団体への支援の継続(助成金事務等の補助)(再掲)	文化政策課	民俗芸能保存会 黒森歌舞伎保存会 松山能振興会 各団体						
							【新】	土門拳撮影フィルムの保存と資料の分類整理	文化政策課	土門拳記念館						
							【新】	光丘文庫デジタルアーカイブ	文化政策課							

R元.4.1.施行
(R2.7.14改正、R3.6.1改正)

【企画運営部会】

事業計画及び実績報告、予算・決算に関すること。

「委員」

芸文協会長
本間美術館館長
資料館館長
市民会館館長
さかた文化財団事務局長
青年会議所
芸術文化のマネジメントに専門性を有するもの
社会包摂と育成の方針に専門性を有するもの

【作業部会】

各種事業の検討・調整・実施等行う。

「委員」

各施設の学芸員等専門性を有する職員
まちづくりに携わっている市民及び文化芸術に専門性を有する市民等

【文化芸術推進サポートグループ】

各種事業の実施サポートを行う。

「委員」

公募

R4.4.1施行
事業計画及び実績報告、予算・決算に関すること。

「委員」

庁内関係部長(6部署)
本間美術館館長
さかた文化財団事務局長

【作業部会】

多様な分野における施策との連携促進、ネットワークづくり

「委員」

(文化芸術推進施策に係る各関係課長(15課))

「推進体制の現状と課題」

(1)文化芸術推進プロジェクト会議

【現状】

<R元年度からR3年度>

・庁内における文化芸術の推進にかかる認識がまだ浸透していなかったため、メンバー構成にはいれず、文化芸術に係る研修を行う等職員の意識の向上を促した。

・計画に基づく事業提案等をおこなってもらうため、専門性のある委員で構成した。

<R4年度>

・R3年度の審議会で「庁内連携の強化」について答申を受け、もともとの計画通り、庁内の関係部課長にメンバーを再編し直したが、一定の情報共有に留まり、具体的な事業の提案など施策の推進まで至らなかった。

【課題】

・今後文化芸術の推進を図るためには、行政主体の施策だけでは限界があるため、多様な分野の団体等と連携し、市民の意見を反映させる必要がある。

(2)市の組織改編(庁内連携)

【現状】

・市長部局との連携がなかなか進まなかったため、R5年度に文化芸術及び文化財に関する権限を市の他分野と連携し、一体的な政策の展開を推進するため、教育委員会から市長部局である企画部文化政策課へ移管となった。(諮問・答申を教育委員会から市長へ変更)

【課題】

・文化芸術推進プロジェクト会議内で提案された事業やその他計画を推進するための事業の実現のために、庁内の企画や財政部門、事業にかかわる関係部署と連携を図りながら検討できる体制が必要である。

(3)東京芸術大学との連携

【現状】

・市民や各分野と相互連携するための人材の発掘と育成が図られてなかった。(令和4年度答申より)

・この答申を受け、R5.6.1に東京芸術大学と協定(「アートと人材」と「文化・芸術的資源」の活用による人づくり、まちづくりに関する連携及び協力に関する協定)を結び、7月1日には【市民アートコーディネーター調査研究業務】の委託契約を結んだ。

【課題】

東京芸術大学との協定及び委託契約に基づき、文化芸術推進プロジェクト会議及び庁内関係課との連携を図りながら、本市の文化芸術推進につなげていく必要がある。

< 推進・評価体制 >

